２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ａ日程

一般入試（法学既修者）

開放型選抜入試（法学既修者）

民　法　問題

《１０：００～１２：００》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民　法　問題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔事実１〕

Ａは、自己の所有する不動産（以下「甲」という。）の売却を考え、２人いる子どもＢおよびＣのうち、不動産取引に詳しいＢに甲を売却する代理権を授与した。Ｂは、不動産投資等で失敗をしており多額の借金を抱えていたため、甲の売却代金を着服してこれを借金の返済に充てることを企図した。そこで、Ｂは、以前に取引した経験のあるＤに対して、甲につき代金３０００万円とする売買契約の締結をもちかけた。Ｄは、甲の評価額が３５００万円であるところ、格安での売却提示であること、かつ、需要の高い高級住宅地の一角に位置していることから、甲の購入を決意した。２０２５年１２月１日、ＤはＡの代理人Ｂとの間で甲につき３０００万円で購入する契約を締結した。代金支払日は同年１２月１５日とし、代金支払と引換えに所有権移転登記手続を行うこととされた。さらに、契約締結に際し、Ｂは、Ｂ名義の口座に代金を支払うよう指示した。Ｄは、Ｂが多額の借金を抱えていることを認識しており、Ｂの指示どおり代金を支払うと、Ｂの借金の返済に充てられる可能性を認識しながら、Ｂの指示どおり、同年１２月１５日に代金３０００万円をＢの口座に支払ったが、甲の所有権移転登記手続は未了のままである。

〔設問１〕

（１）ＤがＡに対して甲の所有権移転登記手続請求を行った場合、これが認められるか検討しなさい。

（２）ＤがＡに対して甲の所有権移転登記手続請求を行う前にＡが死亡し、ＢおよびＣがＡを相続したとする。そこで、ＤがＢに対して甲の所有権移転登記手続請求を行った場合、これが認められるか検討しなさい。

〔事実２〕

２０２０年５月１日、ＸはＹに対して弁済期を２０２１年３月３１日として３００万円を貸し付けた（以下、このＸのＹに対する債権を「α債権」という。）。ＸとＹとは継続的な取引関係にあり、α債権は弁済期を経過しても弁済されていないが、Ｘはいつか反対債権で相殺をしようと考えていた。２０２５年１月１５日にＹはＸに対して工業製品を４５０万円で売却し、その売買代金（以下、このＹのＸに対する代金債権を「β債権」という。）の支払期日は２０２５年２月１５日とされた。

２０２６年７月１日、Ｙは、Ｘに対してα債権の消滅時効を援用したうえでβ債権につきその弁済を請求した。

〔設問２〕

ＹのＸに対する請求は認められるか、Ｘの反論を踏まえて検討しなさい。

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【Ａ日程：民法】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問１〕は、代理権の濫用につき民法１０７条を用いて適切に処理できるかという問題と、代理権濫用の効果が無権代理であることを前提に、本人死亡無権代理人共同相続の場合に、相手方からの請求に対してどのような反論が可能かを問う問題。

（１）は、１０７条がそのまま適用されるため、代理権が授与された代理人が代理権の範囲内の代理行為をしたことを認定したうえで、その目的が自己の利益を図ることであることにつき相手方がそれを知り、または知ることができたかを検討することが求められる。

（２）は、代理権濫用により無権代理行為であることを前提に、本人が追認拒絶する前に死亡し、無権代理人と他の共同相続人とでこれを相続したケースである。無権代理人の本人相続で共同相続の場合、判例は、「他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではない」（最判平成５年１月２１日民集４７巻１号２６５頁）としているが、では、結局のところ相手方からの請求に対してどのようなことがいえるのかは不明瞭であるため、この点も検討することが求められる。

〔設問２〕は、自働債権が消滅時効により消滅した場合でも相殺が可能かが問われた問題。民法５０８条は、消滅以前に相殺適状にある場合には相殺が可能であると規定しているため、これを用いて適切に事案を処理することが求められる。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問 1〕について、(1) は 107 条の問題であることを指摘して、適切に要件を挙げた上で当てはめを行う答案が多かった。まずは条文をしっかりと適用するということが求められるため、この点では受験生はしっかりと準備できていたと思われる。(2) については、無権代理と相続の論点であることを認識している答案がほとんどであったが、しかし、そのうえで百選掲載判例である平成 5 年判決の規範を適切に理解して当てはめを行っている答案はとても少なかった。他方で、市販の論証集をそのまま書いていると思われる答案がそれなりにあった。そのような教材を否定する訳ではないが、それが何を意味しているかを理解せずにただ暗記したものを吐き出すだけでは、ロースクールが求めるレベルには足りない事を理解してもらいたい。

〔設問 2〕については、508 条の問題であることを理解している答案が多かったが、それすら理解していないものも若干見られた。日ごろの勉強から常に条文を意識して

勉強してもらいたい。508 条を適用している答案においても、条文の文言である「時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」における「時効によって消滅した」という文言がどういう意味なのかを理解せずに解答している答案が多く見られた。この点も、ただ条文の文言を書き写すだけでなく、その文言が意味するところは具体的にどういう意味なのか、それが当てはめにおいてどのような事実を必要とするのか、といったことを意識して勉強してもらいたい。

以　上